

令和9年度 同一点数となった場合の優先順位

|   |                                                   |
|---|---------------------------------------------------|
| 1 | 両親不存在・ひとり親<br>(死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居等)の世帯     |
| 2 | 市内認可保育施設、小規模保育事業、認定こども園に入所していない<br>(小規模卒園時の転園は除く) |
| 3 | 基準指数の高い世帯<br>(調整点を加点して同点である場合は基準指数の高い方を優先する)      |
| 4 | 市内小規模保育施設等を利用中で、3歳児以降の入所を継続して希望する場合               |
| 5 | 複数園希望                                             |
| 6 | 保留期間が長い                                           |
| 7 | 選考基準表の【保護者の疾病および障害】で選考している                        |
| 8 | 就労期間が長い(父・母の就労年数を合わせて長い方を優先する)                    |
| 9 | 課税対象所得が少ない                                        |

※令和9年度4月入所選考から適用

※選考基準は年度ごとに見直いたします。